

『中華人民共和国著作権法（改正草案送審稿）に関する説明』

2014年6月6日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「中華人民共和国著作権法」(改正案審査送付稿)に関する説明

著作権法の改正業務をスムーズに進めるため、国家版權局は「国家版權局著作権法改正業務指導グループ」及び「国家版權局著作権法改正業務専門家委員会」を特に設置し、社会各界に対して、法律改正業務について広く意見及び提案を求めたほか、国内でも著作権分野において比較的大きい影響力を持つ3つの教育機関及び科学研究機関に著作権法改正に関する専門家提案稿の起草を依頼した。著作権法改正案の初稿ができあがった後、国家版權局は、公式ウェブサイトと専門レターの方法により、社会大衆や立法、司法、行政部門及び関係社会団体に意見を求め、特定分野、特定業界及び特定部門を対象に小範囲で意見を求める特定テーマ会議を開催したり、参加したりして、利益関係がある主体の意見及び提案を直接聞き取った。1年あまりにわたり社会大衆や国内外の関係機関から広く聞き取った意見を基礎として、繰り返し研究と分析論証を重ねたうえで、「中華人民共和国著作権法」(改正案審査送付稿)(以下「審査送付稿」という。)ができあがった。ここに、審査送付稿の関係する内容について説明する。

一. 改正の必要性について

著作権法は、中国の特色ある社会主義法律体系の重要な構成要素であり、著作物の創作、伝達、使用の過程において、財産関係と人格関係を調整する基本的な規範である。中国の現行の著作権法は、1991年6月1日に施行されて以来、知的創作を奨励し、著作権者の権利を保護し、文化産業の発展を促進し、大衆の精神文化に対応するニーズを満たすという面で積極的な役割を果たしており、総じて良い法律といえる。

しかしながら、著作権法施行後22年間で、中国の置かれている国際および国内情勢は大きく変化した。まず、中国は経済モデルの転換と社会の軌道修正の実現に成功し、社会主義市場経済制度を確立し、社会の利益の多様化を基本的に成し遂げ、著作権は一層尊重されるようになった。2つ目に、世界的に科学技術が猛烈に発達するなか、デジタル及びネットワーク技術が迅速に発展し、広範に応用されたことにより、著作物の創作及び伝達方法は変化し、伝統的な著作権の保護制度は新たな挑戦に直面している。3つ目に、経済のグローバル化が一層進み、著作権を含む知的財産権は国際貿易の重要な媒体となっており、中国もWTOの加盟国として国際的な貿易関係に対応する中で、著作権の保護は避けることのできない重要な課題となっている。4つ目に、改革開放以来、とりわけ新世紀に入ってからというもの、中国の発展理念は根本的な変化を遂げ、科学発展観を堅持し、イノベーション型国家を建設し、文化の大いなる発展と繁栄を推進する等の戦略決定をしており、経済発展方式の転換、国のコア・コンピタンスの引き上げ、文化の繁栄、発展の促進における著作権を含む知的財産権の役割は日々益々顕著になっている。新しい情勢、状況及び変化を受けて、現行の著作権法は、2001年と2010年にそれぞれ改正されたものの、受動的で範囲も限られていたため、中国の経済社会に生じている大きな変化を完全には反映、体现できず、現行の著作権法は、「著作権に対する保護が不十分で、権利侵害行為を効果的に抑止できず、創作者の積極性を十分奨励するものではない。著作権の授権メカニズムと取引規則は不完全で、使用者は合法、便利、効果的な著作物の権利取得、伝達使用が保障され難い。」という2つの大きな矛盾が効果的に解決されていない。そこで、中国の経済発展、科学技術の進歩、文化の繁栄、改革開放の深化、国際的地位の上昇といった新しい情勢、状況及び要求に対応するため、現行の著作権法に対する積極的、かつ全面的な改正が急務となっている。

二. 改正の主な内容について

今回、著作権法の改正にあたり、社会主義の初級段階にあるという基本的な国情に立脚して、「衆意を集めて問題を解決する」という理念を堅持し、独立、均衡的、国際的という原則を遵守しながら、中国の著作権保護について具体的で際立った問題の解決に力を尽くし、公開性と透明性という条件を堅持しつつ改正案は起草された。

審査送付稿では、現行の著作権法の6章61条を8章90条に改正している。主な改正内容は次のとおりとなっている。

(一) 創作を奨励し、権利体系を整理する。

実践における著作権の確定性に関する問題を解決するため、審査送付稿は著作権保護の権利客体、権利内容、権利帰属及び権利保護期間等を改正した。このことは、主に次に示されている。

1. 権利の客体について。審査送付稿では「著作権法実施条例」における著作物の定義を法律規定に引き上げた。「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」を「視聴覚の著作物」へと表現を変え、著作隣接権の客体である「録画製品」の規定を廃止した。「応用芸術著作物」を追加し、その保護期間は25年とした。「コンピュータソフトウェア」を「コンピュータプログラム」に変更し、文字による著作物によりコンピュータファイルを保護するとした。

2. 権利の内容について。審査送付稿では権利の内容を改めて整理した。1つ目に、「人格権」及び「財産権」を簡略化したがその権利・機能は減らさず、若干増やした。2つ目に、実践から出発して権利の境界を改めて定めた。主な改正内容は次のとおりとなっている。まず、現行の著作権法に規定する17の権利を改めて13にまとめ直し、改変権、放映権、撮影製作権、編集権の4つの権利を廃止し、その権利・機能はそれぞれ同一性保持権、実演権、翻案権及び複製権によりカバーした。2つ目に、追求権（審査送付稿では追求権という表現はない）を追加し、同時にそれが本質的に報酬請求権に属し、著作権の基本的権利と異なることを考慮して、単独の条項を設けて規定した。3つ目に放送権（中国語は広播権—訳注）を放送権（中国語は播放権—訳注）に変更して、非インタラクティブな方法による著作物の伝達に適用するものとし、これにより実践においてネットワークの定期放送及び生放送等の問題を解決し、情報ネットワーク伝達権をインタラクティブな方法による著作物の伝達に適用するものとした。4つ目に、著作隣接権の部分に実演者の貸与権及び実演者が視聴覚実演に対して報酬を取得する権利のほか、録音製作者について、他者が実演及び放送の方法によりそのレコードを使用することに対し報酬を取得する権利を追加し、ラジオ局及びテレビ局が有する権利について「禁止権」を「許可権」に変更する等とした。

3. 権利の帰属について。審査送付稿は、当事者による「私的自治」の原則を體現した。主な改正内容は次のとおりである。まず、現行の著作権法の視聴覚著作物に関する権利について、法により製作者に帰属するものとしていたものを当事者による定めを優先することとしたほか、視聴覚著作物の著作者の権利共有メカニズムを追加した。2つ目に、職務著作物の権利帰属は当事者の約定を優先する原則を確立したほか、異なる法定事由について相手方当事者の権利を規定した。3つ目に原本が著作物の唯一の媒体である特定の状況において、原本の滅失が著作権の行使に影響する問題を解決するため、媒体の唯一性美術著作物の著作権保護に関する規定を追加した。

4. 権利の保護期間について。国内の関係団体の要求及び関係する国際条約の規定に基づき、審査送付稿では撮影著作物の保護期間を著作者の終身及び死後50年に変更した。

5. 権利の制限について。国際的な規則を参照して、権利制限の範囲を適切に調整したほか、権利制限に関する原則的な基準の規定を追加した。

(二) 運用を促し、授権メカニズム及び市場取引規則を調整した。

著作権者の権利保護と著作物の広範な伝達促進における整合性を保持し、科学的、合理的、規範的な著作権授権メカニズム及び取引規則を制定し、中国における著作権者の権利がしかるべき尊重を得られず、その一方で使用者が合法的なルートを通して大量の著作物について授権を得られない現在の苦境を解決することは、今回の法律改正における重点内容である。主な改正内容は次のとおりとなっている。

1. 中国の20年あまりにわたる著作権取引に関する社会实践及び国際経験を踏まえ、著作権及び著作隣接権の登記について規定を追加し、版權取引におけるリスクを軽減し、権利の帰属に関する紛争回避を制度により保障した。

2. 著作権取引における「一権二売」の問題を効果的に解決し、契約相手方の合法的な権益を適切に保護するため、専有許可契約と譲渡契約締結における権利登記に関する規定を追加し、著作権取引の安全性を確保した。

3. 関係する国際条約及び社会各界の意見を踏まえて、現行の著作権法に規定する5つの法定許可を調整し、教科書及び新聞・刊行物への転載に対する法定許可を保留し、ラジオ局・テレビ局による2つの法定許可を1つにまとめ、録音による法定許可を廃止した。このほか、法定許可の適用条件及び法定義務に違反した場合の法的責任についても明確に規定した。

4. デジタルネットワーク環境において著作物の大量使用が必要となっていることを受けて、特定の状況において著作権者をさがしても見つからないが、著作物を使用する必要があるという実情を解決すべく関係規定を追加し、使用者が関係機関に申請し、使用料を寄託したうえでデジタル形式により著作物を使用することを認めた。

5. 著作権集団管理制度の役割を十分発揮させ、また、数は最も多いが「権利保護意識がなく、立法において発言権がなく、権利保護能力のない」多くの著作権者の権利を最大限に保護し、使用者の「法律の遵守、合法的なルートを通じた著作物の権利の取得、報酬支払い義務の引き受けを望む」ものの「広く分布し、数の多い」権利者から大量の著作物の授権を受けられない苦境を解決するため、審査送付稿は著作権集団管理制度の設計について合理化を図り、社会による監督及び政府による監督管理を強化するとした。

(三) 保護を強化し、救済措置を整備した。

著作権保護の強化に力を入れ、権利侵害行為を効果的に予防することは今回の法律改正の重点内容のひとつである。主な改正内容は次のとおりとなっている。

1. 民事権利侵害事由を現行の著作権法の列挙する方法から概括する方法に変更し、権利者が権利を主張できる範囲を拡大した。

2. 実践におけるネットワークサービスプロバイダの民事法的責任を明確にするため、「権利侵害責任法」の関係規定に基づいて、ネットワークサービスプロバイダの民事責任に関する規定を追加した。

3. 現行著作権法の損害賠償金額を確定する規定について、順序性規定であったものを選択性規定に変更した。すなわち、権利者が実際の損失、権利侵害者の違法所得、権利取引費用の合理的な倍数及び100万元以下の金額の中から選択するとした。また、法定の賠償金額を引き上げ、懲罰的賠償に関する規定を追加し、権利侵害者の挙証責任を適切に増やした。

4. 行政法的責任の方面において、著作権の行政による法執行の実践における必要性を踏まえて、「著作権法実施条例」の規定を基礎として罰金の金額を引き上げたほか、罰金の倍数を不法経営額の3倍から5倍に、10万元から25万元に引き上げつつ、他方で著作権行政管理部門の法執行手段、とりわけ差押え及び押収の権利を加えた。

5. その他の改正。現行の著作権法が定めるコンピュータプログラムの善意の保有者は、合理的な使用料を支払った後で当該プログラムの使用を継続できる旨の規定を変更し、改めて授權を得た後に限り使用を継続できるものとした。また、著作物使用者の過失の推定の範囲を拡大した。さらに、司法実践における著作権案件の数が多く、増加が早く、圧力の大きい問題を緩和し、著作権を扱う行政管理部門の専門的で、効率が高く、便利であるという優位性を存分に発揮させるため、著作権紛争の行政調停に関する規定を追加した。

(四) 科学的な規範化を図り、スタイル構成を整えた。

中国の知的財産権に関係する他の法律を参考としながら、他の国家及び地域の著作権の立法スタイルを手本として、審査送付稿では現行の著作権法のスタイル構成を調整し、整えた。主な改正内容は次のとおりとなっている。

1. 章及び節の内容を加えた。「権利の制限」及び「技術的保護手段及び権利管理情報」の2章を追加したほか、「著作権集団管理」という節を加えた。このうち、「権利の制限」は、現行の著作権法の節から章に格上げし、「技術的保護手段及び権利管理情報」という章と「著作権集団管理」という節を新たに加えた。

2. 一部の章及び節の名称を変更した。「出版、実演、録音録画、放送」を「著作隣接権」に変更したほか、これに関係する節では表現を「行為」から「主体」に変更し、例えば「図書、新聞・刊行物の出版」から「出版者」に、「著作権の使用許諾及び譲渡」を「権利の行使」に、「法律責任及び執行措置」を「権利の保護」に変更した。

3. 章及び節の順序を調整した。審査送付稿では、章及び節を設ける際に、まず権利（著作権、著作隣接権）について、次に権利の制限、権利の行使、技術的保護手段及び権利管理情報について触れた後で、最後に権利の保護という順番とし、スタイル構成を法律の体系化及び論理構成により沿うものとした。

4. 他の法律との関連性について明確に規定し、主に権利侵害行為に対する刑事制裁に関して、当事者による訴訟提起前の禁令の申立て、財産保全、証拠保全及び調停合意に対する司法確認、行政再審査及び行政訴訟等に対する法律適用につき関連規定を設けた。

5. 『コンピュータソフトウェア保護条例』及び『国際著作権条約の実施に関する規定』の主要内容について審査送付稿はすでに吸収していることから、『コンピュータソフトウェア保護条例』及び『国際著作権条約の実施に関する規定』を廃止する。

三. 意見聴取の状況

今回、著作権法を改正するにあたり、国家版權局は一貫してオープンな立法を堅持し、「科学的かつ民主的に立法し、民智を集中させ、民意を反映させ、共通認識を凝縮する」という立法精神を受け継ぎ、全般に透明性の高い形で法律改正業務を進め、社会による参加も比較的大きいものがあった。審査送付稿を作成する過程で、その前後に2回、われわれはインターネットを通じた公開により社会各界に意見を求めたほか、書面形式により2回にわたり関係する立法、司法、行政部門及び関係社団に意見を求めた。また、2回目に公開により社会各界に対して意見を求めた際には、国家版權局は特定分野、特定業界及び特定部門を対象とした意見を求める特定テーマ会議を20回以上開催したり、参加したりして、国家ラジオ・映画・テレビ総局、工業・情報化部、中国文学芸術界联合会、中華全

国新聞工作者協会、中国定期刊行物協会、中国映画監督協会、中国インターネット協会、映画会社、ソフトウェア会社等利益関係のある主体及び主管部門から意見及び提案を直接聞き取った。意見聴取の全過程において、国内外から合わせて1800あまりの多様な意見が寄せられた。

JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成